

令和2年度第1回
北栄町空家対策審議会会議議事録

日 時 令和2年9月18日(金) 午後2:00 ~ 午後2:35
場 所 大栄農村改善センター 1階第3会議室
会議に招集された者 北栄町空家対策審議会委員
出席者 谷口 敬雄、尾西 正人、張 漢賢、山本 耕二
磯江 昭徳、米塚 浩二、岩垣 歩
会議に付した事項 別紙資料のとおり

会 議 の 要 旨

開会	午後2時
事務局	令和2年度第1回北栄町空家対策審議会を開催します。 任期更新のため会長、副会長を互選します。 会長は谷口鑑定士、副会長に尾西弁護士で引き続きお願いします。 それでは磯江課長から一言お願いします。
磯江課長	今回の審議会では、代執行及び命令書を出すにあたり、審議会をもたなければいけないので開催することになりました。ご意見よろしくお願いします。
事務局	議事1【令和元年度の実績】 ※PowerPoint資料に沿って説明 30年度に空家の全棟調査を行った。313件の空き家が確認され、現時点では多少増減したりはあったものの、296件まで減っている。今後も調査等はすすめていく必要がある。 指導、助言は20件行った。うち12件で対応があり、さらに8件は除却となった。勧告対象者は未反応だったので、今後も何度か勧告を送り様子を見ることとする。令和元年度の除却は資料の通りで、8件で予算額1,856万円(国費8,981,000円)となっている。残りの4件についてはハチの巣駆除であったり草木の除去で対応していただいた。 【除却した物件をスライドで紹介】 (意見、質問はなし)
事務局	議事2、令和2年度の取り組みです。空家に関する相談・苦情、これは例年に引き続き継続していきます。次に空家情報管理システムを今年度導入します。株式会社ゼンリンが担当します。
張委員	どういったシステムか？
事務局	ゼンリンが提供する地図データと空家の位置情報をリンクさせる感じです。
張委員	そこにはどのような情報が載るのか？
事務局	従来の空家の画像データ、戸籍調査関係の情報、あとは指導書の作成や、勧告書の作成等も可能なようにしてもらっている。
課長	鳥取県初ではなく、他市町村も導入しているもので、誰でもが操作できるようなシステムということ。

北栄町空家対策審議会会議事録

- 事務局 次に、特定空家等の除却日事業の予算ですが、今年度は倍増の1,200万円で組ませていただきました。国のほうも満額要求でございました。最近、除却費用で大きな案件、400万円とか500万円とかの案件が出てくるので、従来の600万円ではとても対処できないことからの対策です。
- 今年度すでに、妻波、松神、米里、田井、原、東高尾で事業が完了、進行しているところですよ。
- 予定では、追加2件入る予定ですので、補正対応をしております。
- 山本委員 消防の関係ですが、空家に関して何かあった際は情報防災室に連絡すればよいですか？
- 事務局 情報防災室でオッケーです。
- 議事3【代執行・命令について】
- 江北の案件ですが、以前にも審議会で諮ったものですが、改めて諮るものです。
- この審議会の前に、県と司法書士との間で相談会を設けたのですが、その際に、司法書士先生からは、土地に根抵当はあるが、建物にはないので略式代執行で構わないとの回答をいただいております。
- 課長 これについて進めていってもよいですか？
- 会長 致し方ないでしょう。（全会一致で進めていく方向）
- 事務局 続いて、みどり西と西高尾の案件ですが、これは所有者がいるので、最終的には行政代執行となるのですが、その前段の「命令書」の通知をするかどうか、諮るものです。
- 課長 この案件については、何か風で飛ぶとかそういったものではなく、長年にわたり放置されてきたことによる自治会等の改善要望等を踏まえてのもので。
- 会長 抵当がついてるんですけど。
- 事務局 どちらの案件も、抵当がついています。みどり西については、司法書士のほうから時効の援用ができるのではないかとということでしたが、この手続きについては、司法書士では140万円の上限があることから、尾西先生（弁護士）だと制限がないということでした。
- 尾西委員 そうです。
- 事務局 今後、進んでいった際にはお力添えよろしく申し上げます。
- 事務局 西高尾については、瓦等が落下し、危険だということで、再三指導、勧告していますが、進展がないので命令を出そうというものです。
- ちなみに、所有者のほうで、抵当権がついているから自分ではどうしようもないということですが、その辺り見解をお願いします。
- 尾西委員 修繕とか、危険でないようにすることは所有者の手でできる、除却とかになると難しいが、とりあえず全くつけないということはない。

令和2年度第1回
北栄町空家対策審議会会議議事録

課長

それでは、この案件については命令を出してもよいということですね。

委員

問題ない。

課長

では、そのように進めていきます。

事務局

ほかに意見等がございますか、では、終了します。

北栄町空家対策審議会
会長

印